## 2. 心のバリアフリーの推進

(1)基本構想策定促進の取組

バリアフリー法では、市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という)に基づき、単独で又は共同して「基本構想」を策定することができます。

「基本構想」とは、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的に推進するための構想のことです。北海道では、平成27年3月末現在10市2町で「基本構想」を策定しています。

北海道運輸局では、市町村の基本構想策定協議会等の委員やバリアフリープロモーターの派遣等により、基本構想策定を支援しています。

## 重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の策定提案

## 基本構想(市町村)



・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障がい者等が 生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指 定

・重点整備地区内の設備や経路の移動円滑化に関する基本的事項を 構想に反映 協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障がい者等により構成される協議会を設置

### 旅客施設及び車両



### 建築物





#### 路外駐車場



#### 都市公園





# 基本構想策定

## ① バリアフリープロモーターの派遣

(平成26年度実績)

市町村名	日程	結果概要
江別市	5月15日	基本構想を策定しているが、新法前のものであり更新作成に関する周知及び支援策の情報提供等を行った。
苫小牧市	6月18日	基本構想策定について、バリアフリー法の周知及び支援策の情報提供等を行った。
北見市	9月 5日	基本構想を策定しているが、新法前のものであり更新作成に関する周知及び支援策の情報提供等を行った。
白糠町	11月11日	基本構想策定について、バリアフリー法の周知及び支援策の情報提供等を行った。

<sup>\*</sup>全国及び北海道の基本構想策定状況は、資料編P23「1.全国及び北海道の基本構想策定状況」 を御参照ください

## ②移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条に規定する基本方針が、平成23年3月31日に一部改正されました。本格的高齢化社会の到来や自立と共生の理念の浸透など高齢者・障がい者等を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。新基本方針では、こうした変化に対応するべく、平成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標が設定されました。

今後とも、国、地方自治体、交通事業者等の連携を強化し、バリアフリー 化促進のための施策を展開して参ります。

旅客施設



建築物等



車両等

# 基本方針における整備目標(平成33年3月まで)

### ◆旅客施設

1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅、軌道停留場、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル

- ①段差解消(Iレベーター又はスロープの設置)、鉄軌道駅等においては転落防止設備(ホームドア等)の整備
- ②視覚障がい者誘導用ブロックの整備
- ③障がい者対応型トイレの設置

その他、地域の実情に鑑み利用者数のみならず利用の実態を踏まえ可能な限り実施する。

### ◆車両等

①鉄軌道車両:総車両数に対し、約70%

②乗合バス車両:総車両数(適用除外認定車両を除く)に対し、

約70%をノンステップバス

適用除外認定車両の約25%をリフト付き又はスロープ付きバス

③タクシー車両:約28,000台の福祉タクシー導入(1ニバーサルデザインタクシーを含む)

4船舶:総隻数に対し約50%

(5000人以上のターミナルに就航する船舶は100%)

⑤航空機 : 総機数に対し、約90%

### ◆建築物等

①道路 : 100% (重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路)

②都市公園内:園路及び広場:約60% (特定公園施設),駐車場:約60%,便所:約45%

③路外駐車場:約70% (特定路外駐車場)

④建築物 : **約50%** (2,000㎡以上の特別特定建築物)

⑤信号機等: 100%(重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に

設置)

\*施設等のバリアフリー化達成状況については資料編P24「2.北海道におけるバリアフリー化の達成状況」を、補助制度についてはP25「3.バリアフリー化に関する主な支援度」を御参照ください